

社会福祉法人岩手ひだまり会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手ひだまり会定款第21条の規定に基づき、社会福祉法人岩手ひだまり会の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員とともに評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、1回につき報酬として源泉所得税控除後5,000円を支給する。また、必要に応じて評議員会に出席した場合も同様とする。ただし、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。なお、法人の職員を兼務する理事にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、1回につき報酬として源泉所得税控除後5,000円を支給する。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、または、評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。なお、法人の職員を兼務する理事にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(評議員選任・解任委員の出席報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会への出席または法人及び事

業所の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。なお、法人の職員を兼務する委員にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する出席報酬は、それぞれの用務に出席の都度現金にて支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、岩手ひだまり会費用弁償支給規則に定める旅費を支給する。

2 この規程は、評議員選任・解任委員にも適用する。

附 則

1. この規程は、平成31年1月1日から施行する。

別表 1

名 称	報酬の額 (源泉所得税控除後)	備 考
理事及び評議員業務報酬 (日額)	5, 0 0 0 円	第 4 条第 1 項
監 事 業 務 報 酬 (日額)	5, 0 0 0 円	第 4 条第 2 項
評議員選任・解任委員の業務報酬 (日額)	5, 0 0 0 円	第 5 条